

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。 暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は『老人ホームへの入居』についてご紹介します。

- ●相談内容…要支援認定の父親を長期的に町内の施設に入居させたい。
- ●対 応 策…入居できる施設について説明します。

1. 要支援でも入居できる施設

- ・有料老人ホーム(介護付)
- ・グループホームがあります。

今回のポイント

介護保険『要支援認定』だと、
限られた施設しか入居できません。

施設	説明	町内の施設	所在地
介護付有料老人ホーム	食事や入浴などの日常生活のお世話や機能訓練 などのサービスが受けられます。	菱の里	菱田
認知症対応型 共同生活介護	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、 家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けら れます。	回生園	中沖
(グループホーム)		る一ぴんのさと	永吉

- ⁻・介護付有料老人ホーム エコルたちお野(野方)は、要介護 1 から入居可能
- └・グループホーム すまいる(永吉)は、要介護1から入居可能

2. 町外の施設も入居可能です。(町外には住宅型有料老人ホームもあります)

【住宅型有料老人ホームとは】

・食事の提供や生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの入居施設です。 介護サービスは外部サービス利用となりますが、ご自身やご家族で外部事業者との契約を交わ すことにより、訪問介護など在宅サービスを利用することが可能となります。 また、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所など併設しているところもあります。

3. 要支援では利用できない施設

・介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)があります。 これらの施設は要介護1以上、特別養護老人ホームでは基本的に要介護3以上でないと入所できません。

4. サービス付き高齢者向け住宅

・高齢者向けに建てられた賃貸住宅で、要支援の高齢者も入居可能な所があります。 基本的なサービスは見守り(安否確認)や生活相談となっていて、重い介護が必要になると住 み続けるのが難しい場合が多いです。

どこにどんな施設があるか詳細につきましては、お問い合わせください。

